

奈 福 介 福 号 外
令和2年12月10日

各介護保険サービス事業者様

奈良市福祉部
介護福祉課長
＜公印省略＞

令和2年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の追加協議について（通知）

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力を頂きありがとうございます。

この度、近畿厚生局より標記補助金について協議を実施する旨の通知がありました。つきましては、当該補助金の活用を希望する場合は、下記のとおり当課まで協議をお願いいたします。なお、今回の協議内容は、下記対象事業のみとなっていますので、ご注意ください。

記

1. 協議の補助対象事業

- ①認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）
- ②高齢者施設等の水害対策強化事業
- ③認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）
- ④高齢者施設等の安全対策強化事業（高齢者施設等のブロック塀改修支援事業）
- ⑤高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業

2. 補助金額

（別紙）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表を参照。

3. 提出書類

※提出書類の様式等については、下記ホームページからダウンロードしてください。

（奈良市トップページ> 分類でさがす > 福祉・医療・保健・健康 > 高齢者の福祉 > 介護保険 > 介護保険 > 令和2年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における追加協議について）

- ・先進的事業整備計画書（別添1）

- ・ 整備計画一覧表（別添 2）
- ・ 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- ・ 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者※）
- ・ 直近 2 年分の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

※個室化改修をすることにより建築基準法の基準に違反しないか確認のうえ、申請してください。

※①及び②の水害対策強化事業の対象施設は、「奈良市地域防災計画」資料 11 及び 19 に掲載のある施設とします。自施設が該当するかどうかについては、危機管理課ホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp/site/bousai-saigai/8542.html>）より確認してください。

※公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等を見積を複数提出すること。

4. 提出先

奈良市 介護福祉課 施設整備係

紙媒体は持参、電子媒体は下記アドレス宛にメールで送付。

5. 提出部数

紙媒体 3 部

電子媒体 1 部

6. 提出期限

令和 2 年 1 2 月 2 5 日（金）12:00

※ 締め切り以降の提出は受け付けません。

7. 注意事項

- ① 令和 3 年 3 月末までに事業（工事）が完了するもののみ、今年度の補助対象とします。
- ② 協議書類の提出後、市及び国で事業採択のための審査を行なう予定であり、必ず採択されるものではありません。
- ③ 事業により補助対象施設が異なるので留意してください。
- ④ 補助を受けて整備した施設設備について、処分制限期間が経過するまでの間に事業を廃止等した場合は、補助金の返還が生じるので、留意してください。
- ⑤ 対象施設が賃貸借物件である場合は、貸主の合意を得たうえで協議を行ってください。

さい。

⑥ブロック塀等改修整備事業については今年度までの事業であるため必要な施設においては早期に実施してください。

奈良市 福祉部 介護福祉課 施設整備係

担当：鍛冶村

電話：0742-34-5422（直）

F A X：0742-34-2621

メール：kaigofukushi@city.nara.lg.jp